

関係条例等（抜粋）

○山形市情報公開条例

(会議の公開原則)

第29条 実施機関の附属機関及びこれに類するものの会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

- (1) 当該会議での審議内容が、非公開情報に該当すると認められるとき。
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、当該会議の目的が達成できないと認められるとき。

○山形市消費生活の安定及び向上に関する条例

(設置等)

第26条 消費者施策に関する重要事項について調査審議を行うため、この市に山形市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の調査審議を行うほか、消費者行政について審議を行い、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、第19条に規定する公表に関する事項（以下この条において「公表に関する事項」という。）について調査審議を行うために必要と認めるときは、関係人その他当該調査審議のために必要な者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 公表に関する事項について調査審議を行う場合における審議会の会議は、非公開とする。

○山形市消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。